

青色にゅ～す

NO. 04-03

令和4年8月23日 発行

糸島市前原中央2-2-5 福岡県信用組合3F

一般社団法人 西福岡青色申告会

☎092-322-2595

無料税務相談会 8月30日、9月29日、10月28日、11月は移転の為、調整中

担当税理士：井手辰夫先生・福田義晴先生・高木聖治先生

無料法律相談会 8月29日、9月14日、10月18日、11月8日、12月6日

担当弁護士：8月 安田先生・9月 池辺先生・10月 堀田先生・11月 安田先生・12月 池辺先生

消費税 仕入税額控除の要件 (本則課税の場合)

	～令和5年9月	令和5年10月～
	【区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿	左記の区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存 ★

★ 適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)

適格請求書等保存方式とは複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式です。御社が仕入税額控除の適用を受ける為には帳簿の他、仕入先から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。仕入先がインボイス登録していないと御社は支払った消費税の控除が出来ません。

★ 導入時期・・・令和5年10月1日に導入されます。

★ 登録申請のスケジュール・・・登録申請は令和4年12月23日までに済ませましょう！

令和5年10月1日から登録を受ける為には令和5年3月31日までに登録申請書の提出が必要です。

(令和5年3月31日までに提出困難な事情がある場合、令和5年9月30日までとなります)

《今後の問題点》

主な取引先が免税事業者や個人の消費者の場合、適格請求書等保存方式導入後も免税事業者として事業を継続しても問題はありません。しかし、課税事業者側は、免税事業者と取引すると仕入税額控除が適用出来ないで消費税を余分に多く納税する事となります。

今後、適格請求書が大きく関わってくると予想される事業者は、例えば免税事業者である方も適格請求書を発行する為に課税事業者になる事を想定する事や、免税事業者のままであれば値付けを改めて考えたり、消費税課税事業者で取引先から適格請求書を受け取る事が出来そうもない方は簡易課税制度の適用を考えるなどの判断が求められます。

交付義務の免除(主なもの)

- ① 公共交通機関である鉄道、バス、船舶による旅客運送(3万円未満のもの)
- ② 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡(3万円未満のもの)
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ④ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

雇用保険料率が令和4年10月1日から変わります ご注意下さい！

令和4年4月1日～令和4年9月30日

★ 令和4年10月1日～令和5年3月31日

	①	②	①+②		①	②	①+②
事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率	事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産等	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	農林水産等	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

* 令和4年4月から、事業主負担②が変更されています。

* 令和4年10月から、上記①・②共に変更されています。

ご迷惑をお掛けします。そして ありがとうございます。再度のお願いです

7月27日～28日で棟上げ・上棟式が終わり、11月下旬を目指して現在着々と建設が進んでおります。『群青』第108号で会館建設着工のお知らせ(P5)を掲載してから趣旨をご理解いただいた会員様のお1人が早速確定申告期に寄付をしてくださいました。

(一般社団法人には【増資】や【出資】というものがございませんので資金調達は借入金と寄付で)

現在、趣旨をご理解いただいた20名の方々より総額57万円の寄付が集まっております。ご寄付を戴いた方々には感謝の気持ちを込めまして事務所内の壁に御芳名を貼り出ささせていただきますいております。また新会館建立後には寄贈者名を板に刻印して取付け、後世に…

現在使用中の机や書類棚等、まだまだ使用可能な物は全てそのまま使用する予定ですがどうしても新規で揃えなければならない物が下記のように多数出てまいりました。

1階 相談カウンターのパーション・イス・待合用長イス・相談室テーブル・イス等

2階 指導会及び会議用テーブル&イス、個別相談室用テーブル・イス等



★ 会員の皆様にご利用になる備品類の購入資金調達は どうする？ 考えてた？

…すみません！ 移転や会館を建てる事だけで頭が一杯でした！(;"▽")

熟慮断行したはずなのに次々と色々な問題は出てきます

◆ 会館建設協力金【篤志寄付金】の受付は下記口座で行なっております ◆

福岡県信用組合 前原支店 普通預金 口座番号 0004294

口座名義 : (一社)西福岡青色申告会 会長 田中 明生

◆◇◆ 振替による引落しをご希望の方は担当職員までお申し出くださいませ ◆◇◆